

## ミナ防災（共助の取組強化事業）普及啓発動画制作業務委託 仕様書

- ・この仕様書は企画提案用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせて修正の上、契約を締結する。

### 1 業務名

ミナ防災（共助の取組強化事業）普及啓発動画制作業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

### 3 目的

災害時の被害をできる限り軽減させるためには、自らの命は自らが守る「自助」の取組だけでなく、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の取組を促進することにより、地域防災力の強化を図る必要がある。

自主防災組織を中心とした共助の取組の重要性を周知するため、防災における共助の重要性を伝えつつ、県が作成するミナ防災ホームページに誘導するための動画を制作し、無関心層や若年層への働きかけを行う。

### 4 用途

埼玉県防災学習センターが運営する YouTube「そな一えチャンネル」もしくは埼玉県が運営する YouTube「埼玉県公式チャンネル」上での配信

### 5 委託内容

ミナ防災（共助の取組強化事業）普及啓発動画制作に必要な業務一式

#### (1) 制作方針

- ①防災に関する無関心層や若年層が興味を持てる内容であること。
- ②防災活動は自助だけでなく、共助も大事な活動であることを分かりやすく伝える内容であること。
- ③「ミナ防災」という言葉が記憶に残る内容であること。

#### (2) 業務内容

委託候補者として選定された者は、提案内容を基に県との協議を踏まえ作業を進めること。

#### ①企画立案

以下の条件に基づき、企画立案を行うこと。

動画種類	原則、アニメーション動画とすること。 ただし、定められた予算の中で上記3の目的を最大限達成できる場合には、実写動画も可とする。
尺・ 動画作成数	動画1本につき15秒以上3分以内とし、動画作成数は1本以上とすること。
テロップ・ ナレーション	音声で表現されている情報は字幕として付与し、必要に応じてナレーションを挿入すること。
BGM	動画にあわせて適宜、BGMを挿入すること。
使用期限	使用期限を定めない。
ファイル形式	ファイル形式は次のいずれかで、YouTubeに掲載可能なものとする こと。 MOV / MP4 / AVI / WMV / MPG / FLV / 3GP / WebM
その他	・YouTubeが定める利用規約を満たしていること。 ・同じ内容のテキストデータを作成すること、又は動画に音声解説をつけること。

#### ②動画作成・編集

①に基づき、動画を作成・編集する。

#### ③校正

動画案制作後の校正は3回以内とする。

#### ④打合せ等

県への進捗状況の報告、意見交換を適宜実施すること。

#### ⑤修正

納品後に、成果物に不具合が生じた場合、もしくは正常に上映できない場合は、正常に上映できる状態まで対応すること。

#### (3) 成果物

完成した成果物は、直ちに納品すること。(作成された動画は令和5年3月初旬には公開する。)

また、契約終了後、業務完了報告書とともに検査を受けること。

## 6 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- (3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は原則として全て埼玉県に帰属する。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 7 委託業務実施にあたっての留意事項

- (1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ埼玉県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (2) 受託者は、本委託契約業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を順守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、または委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託計画が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県が保有する個人情報として埼玉県個人情報保護条例の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行にあたり受託者の責めに帰すべき事由により、第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。